

## 生計維持認定基準は？

主として被保険者の収入によって生計維持されていることが認定基準となります。具体的には、次のとおりです。

### ① 被保険者と同一世帯の方

- 認定対象者の年収が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人の場合は180万円)未満で、被保険者の年収の2分の1未満であること

### ② 被保険者と同一世帯に属さない方

- 認定対象者の年収が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人の場合は180万円)未満で、しかもその額が被保険者からの仕送り等の援助額よりも少ない場合

生計維持については、この基準で当組合にて認定しますが、**妥当性を欠く場合は実態に応じた判断**となります。

### ● 収入の範囲と年収の基本的な考え方 ●

#### ① アルバイトやパートなどをしている方

**収入の範囲** 支給されている給与の総額(通勤交通費等の非課税収入および賞与を含みます)

**年収の算出** 直近の給与明細(おおむね3~6カ月分)から年収を算出

例：(4月：108,000円+5月：105,000円+6月：95,000円)÷3×12≒1,232,000円

#### ② 各種年金収入がある方

**収入の範囲** 公的年金(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、障害年金、遺族年金)、企業年金、各種の恩給など支給を受けている年金等の総額(介護保険料や所得税等の控除前の金額となります)

**年収の算出** 年金額改定通知書、年金振込通知書等で年収を算出

#### ③ 公的保険給付を受けている方

**収入の範囲** 雇用保険の失業給付、育児休業給付金、健康保険の傷病手当金・出産手当金等

**年収の算出** 失業給付金：基本手当日額×360日 育児休業給付金：給付金(2カ月に1回)×6、  
傷病手当金・出産手当金：支給金額および支給期間を参考に年収を算出

#### ④ 自営業・雑収入・その他継続的な収入がある方

**収入の範囲** 農業・漁業・商業・工業等自家営業、保険の外交等自由業に基づく収入等、不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入等)、原稿料・印税・講演料等、利子収入(預貯金・有価証券利子等)、配当収入(株主配当等)、株式譲渡益等

**年収の算出** 直近の所得税確定申告書(税務署提出分の控一式)を参考に年収を算出  
(所得税法上認められている経費と被扶養者認定における経費の取扱いは異なります)

### ● 国内居住要件 ●

被扶養者の範囲は、日本国内に住所を有する方、または渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方に限定されています。ただし、日本国内に住所を有しない場合であっても、留学や単身赴任の帯同など、日本国内に生活の基礎があると認められる場合については被扶養者として認められます。

## 認定時必要となる添付書類は？

次の①、②については、原則、公的証明書等の添付が必要となりますが、保険者(組合)または事業主が認定するための情報を取得している場合(届書に個人番号の記載があり、事業主が公的証明書ですでに確認している場合)は省略することができます。

### ① 身分関係の確認書類

- 住民票(続柄が記載されているもの)、戸籍謄(抄)本

### ② 被保険者と同一世帯であることの確認書類

- 被保険者と同一世帯に属していることを証明できる「世帯全員の住民票」(続柄が記載されているもの)

### ③ 収入額の確認書類(16歳以上の方)

- 「給与明細書」など収入に関する証明書
- 年金受給者は、「年金支払通知書」など年金額が分かる証明書

### ④ 被保険者と同一世帯に属さない方の確認書類

- 被保険者からの「仕送り等の援助額の分かるものの写」(銀行の出入金の明細・現金書留の控え等)  
※学生の場合は省略することができます。
- 生活状況を確認するための「世帯全員の住民票」(続柄が記載されているもの)

◎その他、必要に応じて証明書等の提出をお願いする場合があります。 ◎詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。



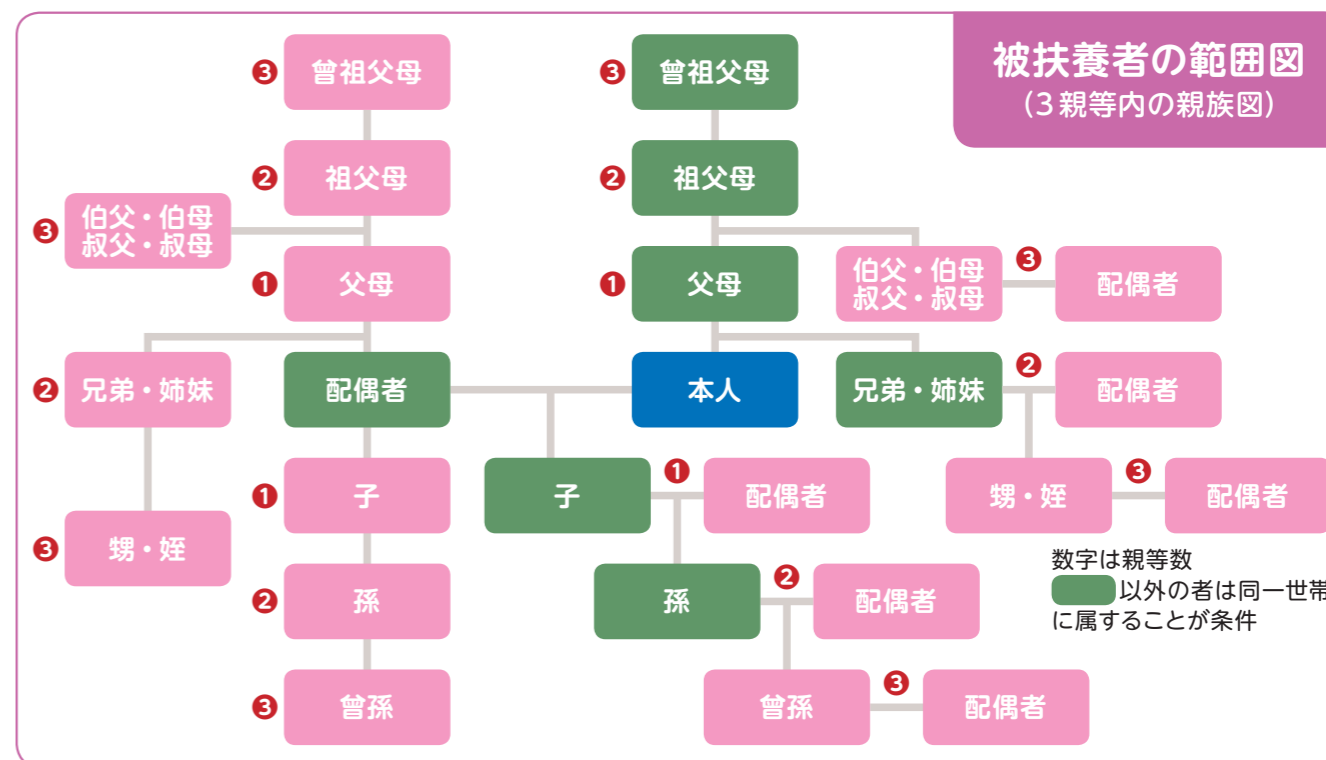
# 健康保険 被扶養者認定について

健康保険では被保険者本人だけではなく、その家族等も一定の条件に該当すれば「被扶養者」として認定され、家族等が保険料を負担しなくても保険給付が受けられます。

家族が増えたときや減ったときは、「被扶養者異動届」を勤務先の事業所を経由して事由発生から5日以内に当組合にご提出ください。

## 家族が増えたとき

結婚、出産等で新たに家族が増えたときは、主として被保険者の収入により生計維持されていて、下図のように3親等内の親族の範囲であれば被扶養者にすることができます。その際、収入を確認できるものや住民票等の関係書類を添付していただく場合がありますので、手続きする前に必ず勤務先の健康保険担当者様にご相談または当組合にご確認ください。



## 被扶養者の範囲は？

健康保険の被扶養者となるには、①主として被保険者の収入によって生計を維持されている3親等内の親族であることが条件です。さらにプラス条件として親族によっては②同一世帯であることが必要です。

### ① 生計維持のみが条件の親族

- 被保険者の直系尊属(父母・祖父母・曾祖父母)
- 配偶者(双方に戸籍上の配偶者がいない場合は、内縁関係も含む)
- 子(養子を含む)、孫、兄弟、姉妹

### ② 生計維持と同一世帯が条件の親族

- 上記①以外の3親等内の親族(血族、姻族の別なく継父母、継子も含む)
- 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母と子(配偶者の死亡後も引き続き被保険者の生計維持および同一世帯である条件を満たせば被扶養者と認定されます)

※「同一世帯」とは、被保険者と同居および家計を共にしていることをいい、同一戸籍内にあるかは問いません。また、被保険者が世帯主であることも要しません。



# 家族が減ったとき

被扶養者となっているご家族が、下記のような理由により被扶養者の認定条件から外れたときは、「被扶養者異動届(削除)」に該当事者の保険証を添え、勤務先の事業所を経由して事由発生から5日以内に当組合へご提出ください。

## こんなときは被扶養者ではなくなります

- 就職して勤務先の健康保険等の被保険者となったとき
  - 子どもが結婚して配偶者の被扶養者になったとき
  - 被保険者と離婚したとき ● 被扶養者の年収が基準額を超えたとき
  - 同居が条件の被扶養者が別居したとき
  - 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
  - 仕送り等の援助額が被扶養者の収入より少なくなったとき
  - 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
  - 亡くなったとき
- など

当組合の被扶養者資格を喪失した後に当組合の保険証を誤って使ってしまうと、自己負担額を除いた医療費(総医療費の7~8割)や支給した保険給付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、届出が遅れますと、健保組合が高齢者医療制度等へ支払う納付金の額に、被扶養者から削除しなければならない方の分も追加されてしまいます。さらに、本来支払う必要のない医療費も発生することになり、結果、皆さまの保険料負担の増加につながります。

組合財政の健全化のため、届出は速やかにご提出いただきますよう、ご協力お願いいたします。

## 《短時間労働者の適用拡大》

現在、健康保険・厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入対象となっています。

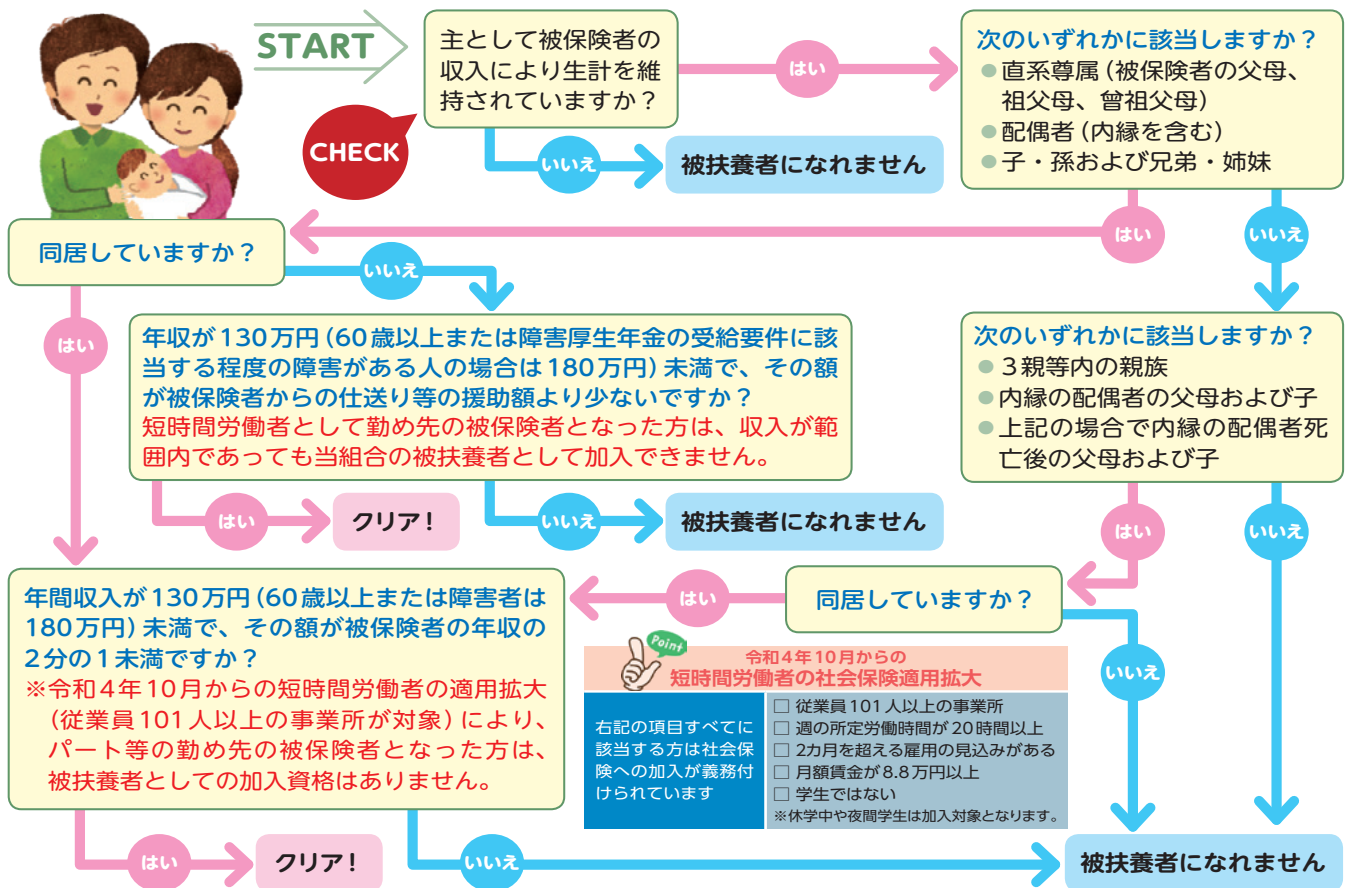
令和6年10月からは、この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

短時間労働者として勤め先の被保険者となった方は、被扶養者として加入できませんので、ご注意ください。

## 【適用拡大のスケジュール】

要件	平成28年10月~	令和4年10月~	令和6年10月~
企業規模	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
雇用期間	1年以上	2カ月超	2カ月超
学生	除外	除外	除外

## ご家族が被扶養者の認定条件をクリアしているかチェックしてみましょう



被扶養者認定は、当組合が総合的に判断します

被保険者の経済的扶養能力や、認定対象者の収入・生活の実態・被保険者が扶養する事情等を当組合が総合的に判断し、事実と著しくかけ離れておらず、社会通念上妥当性を欠いていないと認められる場合のみ被扶養者として認定します。